

第 1 2 号議案

中野区事務手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出します。

令和 2 年 3 月 2 日

提出者 中野区長 酒 井 直 人

(提案理由)

毒物及び劇物取締法の改正に伴い、規定を整備する必要がある。

中野区事務手数料条例の一部を改正する条例

中野区事務手数料条例（昭和33年中野区条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表第2の72の項中「第4条第3項」を「第4条第2項」に改め、同表73の項中「第4条第4項」を「第4条第3項」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。